

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第一章 組織運動

第三節 右派幹部の組織活動

前年度における右派幹部を中心とした組織的な活動は「愛国労働運動」として特徴づけられることができた。しかし講和後の政治情勢は、わが国が米国に従属していることをはっきりと示し、労働者階級もそのことを急速に自覚するにいたった。独立にたいする要求は、広汎な労働者階級の切実な闘争意慾にむすびつき、巨大な統一行動をとるようになったため、「愛国労働運動」がのびる余地は殆ど与えられなかった。「愛国労働運動」の元祖である国鉄においても、たとえば水戸中央委で愛労派がしめ出されるなど退潮おおうべくもない状態にたちいたったのである。

右派系幹部の活動は、まず労闘ストにたいして否定的な態度を示すことによって始められた。炭労、全鉱が第一波ストから脱落したことは前にもふれたが、総同盟は中執委において「政治ストは共産党の戦術から出たもので、民主的労組の行うべきものでない」との見地から、一貫して労闘に同調しなかった。

その後、七月下旬の総評大会においても、これら右派系幹部は国際自由労連一括加盟を主張し、実質的に総評非協力の態度をとったが、さらに海員とともに右派組合の一方の旗頭である全織同盟は、総評大会の直後、次のような「民間労組統一方針」を決定した。この方針の決定にあたっては左派勢力の反対が強く、二六〇対二〇八でようやく押切ったものであった。

(全織同盟の「民間労組統一方針」)

- 一、統一の基本方針としては、その組合が民間産業における民主的労組であり、相互に信頼し共闘をなしうる組合であること。
- 二、国際自由労連の綱領、規約、決議に賛同し、これを遵守する組合であること。
- 三、統一の形態は段階に応じ強化せしめる方法をとる。

四、海員、私鉄、全鉱との連絡を密にし、総同盟傘下の全造船、全国金属、化学、全国食品、日本鉱山労組とも連絡し、共闘を拡大するとともに、総評内外の民間労組にも広くよびかける。

五、本年末を統一の目標とする。

六、このため、執行委において、統一委員をあげて具体案をたてる。

この「民間労組統一方針」は、総評大会において、国際自由労連一括加盟を提案した海員、私鉄、全鉱、全織の四組合をかたく結合し、右派的労組が総評内で大きな発言権をもとうとすることがねらいであるといつてよい。

このような右派勢力の強化という方針はその後、右派の参議院対策を確立する問題とからんで一層具体化された。したがって、この動きの後楯になっているのは右派社会党であり、その意味において同党の労働組合対策が、右派系幹部の行動の基準になっていることはうたがいないところである。ここで右派社会党の労働組合対策をみておこう。

(民主的労働組合の確立)

イ、労働組合は独自の機能をもつ自主的な組織として確立され、永続的に訓練され強化されなければならない。かかる基盤の上にも、わが党の民主的社会主義の発展が期待される。わが党は労働組合の民主化の徹底、民主的労働組合の確立に積極的に協力する。

ロ、わが党は、労働組合を政権闘争の動員機関として党に従属せしめる如き共産党及び左翼偏向の指導、並に労働組合を利己のために左右する如きボス勢力を排撃し、労働組合が自らの政治方針を確立するために協力する。

ハ、労働組合の政党中央立には、その事情が組合の政治的自覚の未成熟な場合、組合内部における政治方針の対立による場合、または共産党やボス勢力の誤れる指導の反動として起る場合などがあるが、いずれも過渡的な状態であって、これは労働組合活動を自ら阻害しているばかりでなく、共産党フラクまたはボス勢力が喰い込む欠陥をもつ。わが党は労働組合のそれぞれの内部事情に対応して政党中央立の確立のために努力する。

ホ、労働組合の民主化の徹底に伴い、組合幹部や中堅組合員が大量的にわが党に入党する傾向にあるが、党員の職場支部(班)の組織と活動は全般的にはなお確立されていない。また労働組合活動の内部にわが党の方針が浸透し大衆的規模における協力の実をあげるに至っていない。更に労働組合の政治方針は政党中央立に立ち止り、その結果、組合の政治活動は幹部党員を通じて党に依存する程度のものもある。これらは労働組合の民主化運動を単なる反共から反動へ導き、また党との協力でなく党への従属に陥る危険をもつ。民主的労働組合の確立には労働組合自らがその政治方針をもたなければならない。わが党はこのために努力する。

ヘ、労働組合の自主性を確立し、その政治活動展開に協力するために政党と組合が連絡機関を確実にすることが急務となった。わが党は組合との共同闘争の他あらゆる機会を通じ、その実現に努力する

ト、民主的社会主義の浸透に伴い、わが党の職場組織は急速に発展しつつあるが、其の活動は全般的には充分でない。労働階級を中核体とするわが党は労働者の政治的要求と階級的行動を不断に党に反映せしめ、また党の方針と政策を労働者に直接的に徹底さすことによって主体性が確立される。このためには職場支部(班)を党の職場活動の点として強化し、職場支部(班)が労働組合の組織の外にある公然たる組織であることを明確にし、公明に党活動を行い労働組合の民主的確立に協力する。

(民主的労働戦線の統一促進)

イ、今や民主的労働組合運動が全般的に確立されねばならぬ段階に入り、労働組合戦線の統一が当面現実の課題となって来た。この統一戦線は反動攻勢の撃破と強力な

政治的要求闘争展開が目的である。

わが党は労働組合の闘争力の強化並に労働階級の政治力の結集を目指して、統一戦線実現の為にあらゆる機会を捉えて積極的に協力する。

ロ、すべての労働組合が単一の戦線に統一されることは理想であるが、現実には戦線統一は共産主義的、及びカンパ闘争に堕している極左的ファッショ的労働運動の排除なくしては推進されない。わが党は飽くまで民主的労働組合の確立とその統一戦線の実現を目標に積極的に協力する。

ハ、民主的労働組合の戦線統一は外部の指導によるものでなく組合員大衆の理解の上に進められるものであって、その組合の発展段階、内部事情に即して有弾力性的に推進されねばならない。

わが党は社会主義インターと国際自由労連の立場から労働戦線の統一を支持し全組織をあげて積極的に協力すると同時に、当面、労働組合が産業別にまたは業種別に戦線を整備する運動を、労働組合との共同闘争を通じて促進協力する。

ニ、労働組合員は資本家及び外部勢力から自由でなければならない。わが党は自由にして民主的な労働組合に対する外的勢力の干渉に反対し労働組合の自由と自主権を擁護する。このために労働組合内にいるわが党員は意見を統一して行動しなければならない。

ホ、国内労働戦線の統一促進と共に労働階級の国際的提携は特に重要視されねばならない。わが党は民主的労働戦線の国際自由労連加盟を積極的に支持する。

さて右派勢力の一つの牙城である総同盟は、傘下单産の日鉱、食品、造船総連等が総評の会費を滞納して、第三回大会に出る権利を停止され、総評内の発言権をいちじるしく低下した。ここにおいて孤立化の傾向をみせている総同盟は新しい統一方針を出さざるをえないはめにおちいったといえる。そこで一二月ひらかれた総同盟第一回中央委に、統一問題について、一、国際自由労連にまとまることを指向し、全織、海員、全鉱連等の提唱する民間産業労組の結集方針に歩調を合せる、二、統一運動の焦点として総同盟の地方機関を活用するという基本方針をきめ、当面の活動方針として、(1)各県連合会並に産別加盟組合は基本方針の一致する友誼組合にたいし、統一についての懇談会の開催その他を正式に申し入れる、(2)右の段階にない地域では、参議院選挙または賃闘に活動する、(3)本部は地方の統一運動の推進に努力することを決定した。総同盟中央委の打ち出したこのような統一方針は、従来の総同盟拡大方針からみると、海員、全織等の右派組合の動きに同調して一步前進したものであり、孤立化をふせごうとする意図に出たものと思われる。

以上の右派系労組の動きは、総評を割って新しい組織を作るという段階にまではいたってない。すなわち全織では総評の組織にふみとどまることが夏の大会で決定されており、海員も当面のところ総評の左派一辺倒を批判することにとどまっているからである。総評を割るということよりも各単産の指導部において右派の指導権を恢復することがねらいなのである。

こうして右派幹部は、みずからの勢力恢復の機会をうかがっていたが、その好機が到来した。それは炭労、電産のストライキである。周知のように炭労、電産のストライキはきわめて熾烈なものであり、国民生活に与えた影響も大きかった。かくして、資本家側の攻撃と宣伝がかなり効をそうして、国

民の中から炭労、電産のストライキにたいする不満もあらわれていたのである。この時期こそはまさに左派勢力の失墜をもたらすべきチャンスであった。右派幹部は時を移さず、左派にたして攻撃と非難の矢を向けた。それが四単産声明である。それは次のようなものであった。

(四単産の総評指導方針批判)

わが国労働組合の統一的中央団体が、少なくとも形の上では総評によって代表されている現在、総評の行動如何が、直接に、わが国労働運動の上に、大きな影響をもたらすことは、否定できないところである。

民主的労働戦線の統一体として生れたはずの総評は今日、結成の精神と相隔たること程遠い誤った指導方針の故に、民主労組の性格を全く失わんとするに至り、かつての全労連が辿った途に再び転落する危険さえも大きく現わしている。

われわれは従来から、このような総評の偏向を、折にふれて批判して来たが、炭労電産等の争議の上に現われた最近の様相をみるにつけて、総評を中心とする指導方針の誤りを、これ以上看過するに忍びないと痛感する。

ここに総評が犯しつつある間違った組合の運動の方向について、事実の上で指摘し、日本労働運動の危機を警告すると共に、民主的労働運動を、正常な軌道に乗せるため、広く同志諸君に訴えるものである。

(一)総評の指導方針において、最も批判されねばならぬ傾向は、労働組合の主要任務である経済闘争が、その本質から離れて、政治闘争の具に供され、多くの場合において観念的指導の欠陥を暴露し、結果として組合員の利益を踏みにじっていることである。

(1)現実無視の闘争指導

日本の経済機構を改革しない限り、今直ちに解決できないような要求を、現実の闘争の上に乗せるべく主張する総評の方針は、必然的に組合の行いうる経済闘争の限界を超え、解決困難な泥沼争議の中に、組合員を引きずり込む結果を招いている。

(2)政治闘争の行動部隊的偏向

一切の要求、全ての闘争を、再軍備反対と軍事予算の粉碎に集約するという方針のもとに、日常闘争のプランを組んでいる結果として、観念的な平和論と結びついた再軍備反対闘争の行動部隊の如き方向に組合を導いて居り、組合員大衆の現実の欲求と行動から遊離する状態を生み出している。

(3)共産党と大同小異の宣伝

闘争の指導方針において、民主的手段から逸脱し、合法的行動を軽視し、共産党の合法非合法両面作戦と選ぶところのないような言動を事としている。総評の機関紙その他に見る主張は、一切の経済闘争を政治闘争に発展させよとアジリ、非合法活動を煽動する如き態度である。

(二)総評が示して来た今次秋季闘争及び年末闘争の方針、その中に組まれた炭労や電産などの争議指導において、以上の事柄は、特徴的に現れている。

(1)組合員大衆の団結と闘争意識を、ゆがめた指導により犠牲に供した総評の責任。

(イ)総評賃金綱領の線に沿ってたてられた炭労電産等の賃金要求闘争の経過を卒直に見つめてみよう。

現在の労働者の生活内容からみて、平均二万数千円の要求は決して高くはないし、これを要求することが、必ずしも不当であるとはいえない。しかし、いま直面している日本の経済情勢を無視し、相手のある労働関係を深く顧慮せず、労働組合の機能と力の限界を見失って、これを直ちに当面の闘争に持ち込み、しかも軍事予算の粉碎というような、政治目標に結びつけた観念的指導のもたらした結果は、どうであったか。

(ロ)これらの争議において、組合員大衆諸君は実によく闘った。その団結力、あらゆる困難に耐えて、長期ストライキを實踐して来た闘争意識に対しては、深く敬意を表したい。また、その中からわれわれの学ぶべき多くのものもある。それ故にこそ、われわれもまた、組合員諸君の困苦と生活の維持に対しては、労働者としての共感から、支援する方針で臨んで来たのである。

(ハ)組合員大衆諸君のかかる涙ぐましいまでの闘争実践にもかかわらず、誤った指導方針は、遂に破綻を来し、炭労においては緊急調整の発動を招き、組織内部の動揺を伴って、明らかに争議指導の失敗の裡に終結し、電産においては、組織行動の統一性が内部から崩れつつ、しかも、組合のけた調停案より条件の悪い斡旋案の線以上に殆んど出ないまま、徒らな闘争呼号の中に時を費して争議を收拾するに終わった。

(ニ)炭労電産のストを二大支柱として、このまわりに大小幾多のストを打ちまくり、秋期闘争を盛り上げて、総資本と対決し、これをぶっ倒すのだと呼号し、総評はその旗を振り続けて来たが、しかし、この方針に同調して来た各単産間に、総評の旗通り炭労と電産に続く行動が具体的に現われず、各単組独自の闘争に終り、或いは一般的な応援活動にとどまっていた実態の中に、観念的政治闘争主義の破たんが、明白にみられるのである。

その結果は、組合員が現実に得た利益に比して、組織や組合員大衆やその家族の払った犠牲、わが国産業や国民一段が蒙った損害が、余りにも大であったことをよく考えてみよう。

(2)争議行為を破壊的段階にまで発展させる総評の指導方針。

(イ)そのよい例が、炭労における炭坑の破壊をかけたの保安要員総引揚げの戦術である。この争議戦術が、もし強行されたならば、炭労や総評の指導部自身も認めているように、炭坑の致命的損壊をもたらすものである。

われわれの要求をきかない資本家の私有財産である炭坑を、これ以上守る必要はない、それが嫌なら要求をきけ、というのがこの戦術の論拠となっているが、そのことは、要求をきかねば炭坑をこわすぞ、ということと同義である。

経済闘争の限界を越えた指導理念のもとに、客観的にはその妥当性が問題とされる要求を持ち出して、世論に逆らい中労委会長の斡旋をも無視して、この拳に出ようとしたことは、正に破壊的行動というべきである。

(ロ)炭鉱資本家が、全く頑迷な態度をとって来たことは疑いもない事実である。しかし、経営者側の態度が不当であるからということで、結果的には直接、被害が労働者自身

にふりかかり、わが国産業に重大な損害をもたらすような破壊的行為が、許されてよいはずはない。目的が手段を正当化するなどという指導理念は、永い目で見てもなく、民主的労働運動の大敵である。

(ハ)電産の争議指導にしてもそうである。中労委の調停斡旋をことごとく排して、十数次にわたる電源ストに続き、無期限職場放棄の指令を用意し、断乎闘争を主張しながら、皮肉にも最終段階において、電産指導部自らが、中労委に頼って解決の途を求めざるを得なくなったことは、公益事業という電気産業の立場を軽んじ観念的政治闘争主義に偏向した誤れる指導方針の失敗を物語っている。

(ニ)実際には、電産の地方別に逐次妥結の方向に進み、本部が浮き上がった状態の中で、敢えて電源スト並びに給変電所を含む無期限職場放棄という争議戦術が打出されたのであるが、もし、このスト戦術が、そのまま完全に実行されていたとしたならば、それまでのストにおいてさえ、相当大きな打撃を蒙ってきた中小企業や電力使用の諸産業、そうして一般国民大衆の被害が、総評の機関紙でもうたっているように、はかりしれない程拡大されることは明らかであった。その結果は、わが国全産業の上に、特に弱い立場の中小企業や国民一般に対して、ストによる損害をしわ寄せする面ばかりが強くて来るではないか。

(ホ)もし総評が炭労の争議指導において総評基本綱領の線に正しくそった要求や行動方針がとられていたならば、世論の動向は、資次家側の理不尽な態度に対する非難となって現われ、組合側の態勢を有利に導き得たであろう。

かりに、加盟組合が独自の立場で、誤った争議指導を行わんとした場合であっても、その時には、これを正しい軌道に乗せるための努力をするのが総評の任務であり、そこにこそ総評基本綱領と規約の精神があるはずである。それを逆にアジリ誤りに導く態度をとった総評の責任は見逃せない。

(3)―(5)(略)

(三)総評を中心として展開されている、この誤った組合運動の姿を是正し、真に民主的な労働運動を発展させるためには、組合の指導方針と日常活動を、総評基本綱領の示す線に、正しくのせることである。

(1)(略)

(2)自由にして民主的な労働組合主義の立場にたつて、不断の努力を重ね着実な前進のために闘おう。

(イ)政治的経済的なわれわれの要求が、総評の主張するように、組合の直接行動によって、急速に成功への途を前進するが如き、甘い考えをもってはならない。永い労働運動の歴史をもつ、いわば組合運動の先達である米英等においてさえも、今なお闘いが続けられているように、それは、いばらの途である。

(ロ)組合運動の分野において、われわれが最も必要とする態度は、組織強化のために地道な努力を重ねてゆくこと、資本の搾取に対抗して、日常不断の経済的要求達成の闘いの中で、一歩々々前進を図り、労働者の力を成長させて行くことである。

(ハ)かかる堅実な方針をとることが、自由にして民主的な労働組合主義の立場であ

る。このような行動によつてのみ世論を通じて、反動資本が妄動する余地を狭め無くして行くことも可能であるし、われわれの政治的要求も、実現の可能性が逐次拡大されて行くのである。そのことがまた、選挙を通じて労働者の利益を増進する政治の実現に資する上でも、一見迂遠なようで、最も着実且つ成功への近道なのである。

(二)これが総評結成の指導精神であり、政党と労働組合との性格と立場の混同を戒め、労働組合を政治的行動部隊とみなす考え方を明白に否定した、総評基本綱領を生み出した立場なのである。

むすび

われわれは、ここに総評の動向に対して厳しい批判を述べてきたが、労働運動をして、かかる様相を帯びさせた原因については単に組合側のみの責に帰せられるべきではない。

民主主義と逆行する現政府の失政、資本家階級の不当な労働対策、かかる反動的な情勢のもとに、労働者の諸権利や生活が重大な脅威にさらされていることが、労働者をして激しい闘争にかりたてずには置かない要因をなしている。

われわれは、吉田内閣を先頭とする保守反動政治勢力、日経連を中心とする反動資本家陣営等の不当極まるやり口と、その責任を断じて見逃すものではない。

しかし、これとの闘いは、さきに述べた通り、あくまで民主的労働運動の基本線にそつて、推進しなければならないのである。にもかかわらず、誤った指導方針のもとに、政治的偏向で組織分裂の危機を招き、極左的戦術を強引にすすめることによって労働運動を自から狭める方向に盲進する総評の責任は、断じて許さるべきではない。

もし総評が、闘いを通じて労働者は強く鍛えられて行く、と主張するにしても、その闘いの在り方は、現実を直視し、あくまで、組織と組合員の犠牲を最少限にして、できるだけ効果を収める深慮と、暴力的煽動や破壊的争議行為を排して進むのでなければならない。

新産別の組織方針 以上のような右派の組織方針とは異なる独自の方針をうち出しているのは、新産別である。まえにもふれたように新産別は、総評から権利停止の処分を受け、さらに七月、総評から脱退するにいたったが、かねてから総評にたいして批判的立場にたっていた同労組は、一層露骨に総評にたいする攻撃を行うようになった。たとえば、七月一九日の中央委は、戦線統一の方針について次のように主張している。

(総評のふくらましは戦線統一か)

当面の具体的問題として、戦線統一の問題がとり上げられねばならない。

現在の労働組合の単位組織は、従業員組合の性格を破っていない。これが集約され、産業別に結合されて単産を組織している。現在の単産が常に動揺をくり返し、組織上の安定性をもち得ない理由はここにある。この単産の不安定を総評という舞台に集結し、これを拠りどころとして単産の安定を期そうとする願望と、総評強化論とは一致した関係にある。それ故、総評強化は、事実上、従業員組合のふくらまし、各単産の弱点の集約という性格を出さざるを得ない。だが、このような形における大衆的基礎づけを伴わない頭だけの統一強化は、大衆を上から拘束する官僚性を必然化する。すなわち総評ふくらましは、統一戦線として、根本的な弱点をもっているのである。

闘争を通じて総評を強化することが即ちポツダム組合の返上、統一戦線の強化である

という総評強化論がある。しかし上から企画され、画一的に指導される闘争は、広汎な大衆の意識を成長させることができず内容的な強化とはならない。(たとえば労闘ストである。やればやるほど、大衆と無関係な実体をバクロしている。)

共産党は、総評が自主的組織に変化したと評価しているが、国際自由労連(ICFTU)問題をみても明かなように、質的に変化していない。共産党のナダレ込み戦術は、客観的には総評のふくらましの弱点に便乗しようとするものに過ぎない。

真の統一戦線は大衆の行動の発展と、力の蓄積にある。みせかけの統一戦線は常に崩壊の危険と官僚的大衆抑制の作用をもつ。それ故、総評のふくらましは本当の統一戦線ではない、現状下においてはかえって産報化の危険を増大するものである。

かかる断定にたって、われわれは再出発点を画定しなければならない。

この考え方は、総評が企業別組合をふくらます形で戦線統一をしているという点を強く批判したものであるが、総評にそのような欠陥があるにせよ、わが国の労働戦線の統一舞台として、また独占資本に対抗する平和勢力の中心として果している総評の巨大な役割を客観的に評価せず、ことごとに対立的な態度をとっていることは、労働者階級の前進をさまたげる要因になっていることは否定できない。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
